

IAJapan 認定制度説明会での質疑集

Q1 建材試験の供試体養生槽の水温測定に使うガラス温度計について、これまで内部検証を実施してきたが、これからは内部校正と見なされるのか。

A1 コンクリートやモルタルの圧縮強度試験用の供試体の養生槽の水温測定用であれば、その温度計の不確かさやその測定の不確かさが試験全体の不確かさにどの程度影響を与えるかを評価して判断すべきである。

Q2 外部校正に出す場合、校正機関が指定する周期で校正を受けると経費が大幅に増加することになるがどのように運用すべきか。

A2 通常、認定を受けた校正機関は、依頼者との合意がない限り校正周期の推奨は禁止されている。試験設備や測定装置の校正周期は、それらを使用する試験所が自らその使用頻度や求める精度を考慮して定めるべきものである。ただし、校正周期を定める際に測定機器メーカーや校正事業者からのアドバイスを受けることは可能。

Q3 熱電対の検証を行っているが、校正が要求されるのか。

A3 ケースバイケースである。熱電対が主要な測定に使用されるのであれば、トレーサビリティが必要であり、内部校正を実施する場合には校正機関としての要求事項が適用される。既に JCSS に K, J タイプの熱電対についても校正を行う認定事業者があり、これらを使うことも一策。自身で校正する場合には、JCSS の接触式温度計分野において技術的要求事項適用指針や不確かさの見積もりに関するガイドが出版されており、これらを参考にすると良い。

Q4 現在、安全 4 法の見直しが実施されているようだが、IAJapan トレーサビリティ方針は安全 4 法にも適用されるのか。

A4 IAJapan トレーサビリティ方針と安全 4 法には直接的な繋がりはない。

Q5 化学分析に使用する GC-MAS やガスクロマトグラフィーは、これまで JCSS 標準物質等による検量線を引くことでトレーサビリティの確保を行ってきたが、今後は、分析計自身にもトレーサビリティが要求されるのか。

A5 化学分析の場合、従来通りの運用と変わらない。化学分析に限らず、直接、主要な測定に用いる試験装置であっても、耐圧試験機のように校正が該当しないような装置もある。それらについては、測定のトレーサビリティが実証できる計測器による検証を行うなど場合に依じて適切な手段を選択すべき。